

平成 29 年 2 月 14 日

各位

会社名 株式会社 三陽商会 代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員

岩田 功

(コード番号:8011 東証第一部) 問合せ先 人事総務本部 総務部 総務一課長

> 木元 秀人 TEL(03)6380-5171

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月14日開催の取締役会において、単元株式数の変更、株式併合及び定款 一部変更について平成29年3月30日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議い たしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 単元株式数の変更について

### (1)変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、本年7月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

### (2)変更の内容

平成29年7月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

# (3)変更の条件

本単元株式数の変更は、平成29年3月30日開催予定の第74期定時株主総会において、下記「2.株式併合について」に関する議案及び下記「3.定款一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年7月1日をもってその効力が生じることとしております。

### 2. 株式併合について

#### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を1株に併合(以下「株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

### (2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年7月1日をもって、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様 の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③減少株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年12月31日現在)	普通株式	126, 229, 345 株
株式併合により減少する株式数 (注)	普通株式	113,606,411 株
株式併合後の発行済株式総数 (注)	普通株式	12.622,934 株

(注)上記「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

なお、平成28年12月31日現在で発行済みの優先株式はございません。

④併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を4千万株(株式併合前:4億株)に変更する予定です。この詳細については、下記「3. 定款一部変更について」をご参照ください。

⑤株式併合による影響等

株式併合により、当社の発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式 1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (4) 株式併合により減少する株主数

平成28年12月31日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	16,819名(100.0%)	126, 229, 345 株(100.0%)
10 株未満所有株主	370名 (2.2%)	760 株( 0.0%)
10 株以上所有株主	16,449名 (97.8%)	126, 228, 585 株(100.0%)

今回の株式併合により、所有株式数が10株未満の株主様370名(平成28年12月31日現在、その所有株式の合計は760株です。)が株主としての地位を失うこととなります。なお、当該株主様は、会社法第194条第1項及び当社定款第10条の規定により、ご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、会社法第192条第1項の規定により、ご所有の単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (5) 株式併合の条件

株式併合は、平成29年3月30日開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議 案が承認可決されること及び下記「3.定款一部変更について」に関する議案が承認可決さ れることを条件に、平成29年7月1日をもってその効力が生じることといたします。

# 3. 定款一部変更について

### (1)変更の理由

- ①上記「2.株式併合について」に関する議案の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条 (発行可能株式総数)に規定される発行可能株式総数を400,000,000 株から40,000,000 株に変更するものであります。
- ②株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた 行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式の売買単位を100株に集約することを 目指しております。そこで、当社は株式会社東京証券取引所に上場する会社として、こ の主旨を尊重し、上記「2.株式併合について」に関する議案の承認可決とその効力発 生を条件として、現行定款第7条(単元株式数)に規定される当社株式の単元株数を 1,000株から100株に変更するものであります。
- ③現行定款第6条(発行可能株式総数)および第7条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

# (2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下級は変更部方をかしまり。)
現 行 定 款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>4億株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>4千万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
(新 設)	附 則 第6条及び第7条の変更は、当社第74期定 時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生 日をもってその効力を生ずるものとする。 なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、 これを削除する。

# (3)変更の条件

平成29年3月30日開催予定の第74期定時株主総会において、上記「2.株式併合について」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

# 4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 2 月 14 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 3 月 30 日 (予定)
単元変更数変更の効力発生日	平成29年7月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年7月1日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年7月1日(予定)

### (ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合及び定款変更の効力発生日は平成29年7月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年6月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

### (ご参考)株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

- Q1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。
- A1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会及び種類株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。

今般、当社では 10 株を 1 株とする株式併合と 1,000 株から 100 株への単元株式数の変更を予定しております。

- Q2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。
- A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に 統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売 買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとしたものです。
- 一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当該株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。
- Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

次のとおりとなります。

A3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年6月30日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。 具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は

	効力発生前			効力発生後		
例	ご所有株式数	議決権数		ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
1	3,000株	3個	N	300株	3個	なし
2	1,500株	1個		150株	1個	なし
3	1,385株	1個	5/ [	138株	1個	0.5株
4	342株	なし	,	34株	なし	0.2株
(5)	7株	なし		0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③~例⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年8月下旬から9月上旬頃にお支払いいたします。なお、例③~例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。 効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(上記の例⑤のような場合)

は、株式併合により、 すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

- Q4 資産価値には影響を与えないのですか。
- A 4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。
- Q5 最低投資金額への影響はありますか。
- A 5 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。
- Q6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。
- A 6 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。
- Q7 株主は何か手続きが必要ですか。
- A7 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

- Q8 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。
- A8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。
- Q9 この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。
- A9 単元未満株式の買取り(1単元に満たない株式を当社が買い取る)のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数(1,000株)での買取ご請求は平成29年6月26日(月)まで、新しい単元株式数(100株)での買取ご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

Q10 株式の売買停止期間はありますか。

A10 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、 現在の売買単位株式数(1,000 株)でのお取引は平成29年6月27日(火)までとなります。平成29年6月28日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年6月28日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q11 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A11 次のとおり予定しております。

平成29年3月30日(木) 定時株主総会開催日

平成29年6月27日(火) 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成29年6月28日(水) 変更後の単元株式数(100株)での売買開始日

平成29年7月1日(土) 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

## ※ 当社の株主名簿管理人:

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電 話: 0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

以 上